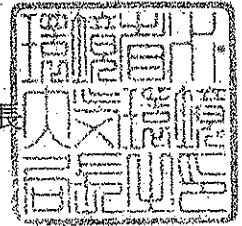


環水大水発第 080401002 号
環水大土発第 080401001 号
平成 20 年 4 月 1 日

都道府県知事
政令指定都市市長
中核市市長

殿

環境省水・大気環境局長



「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」の改正について（通知）

都道府県又は市町村の法定受託事務であるダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年5月31日付け環水企第93号、環水規第58号環境省環境管理局水環境部長通知、平成17年6月29日付け環水企第050629003号、環水土第050629003号にて改正）により、処理する当該事務の基準を通知し、実施されてきたところである。

今般、上記通知において、公共用水域の水底の底質の測定方法として規定している「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」の改正を行ったことに伴い、記の1. を以下のとおり改正したので通知する。

記

記の1. 中の「「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課）」を、「「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」」に改める。